平成25年2月26日 神奈川県障害サービス課

1 法人の定款変更について

別添厚生労働省事務連絡のとおり、平成25年4月に障害者自立支援法が改正によって、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が改正されることにより、法人の定款内容に「障害者自立支援法」という用語を用いている場合には、変更が必要となる。

同事務連絡では、定款の変更について「一定の猶予期間も認める」としているが、法との整合をとるため、本県においては<u>原則として、平成25年度中に定款を変更するものと</u>する。

なお、定款変更が完了した場合には、事業に係る変更に該当するため、法人は<u>障害者自</u> 立支援法に基づく事業所指定権者(県)への届出が必要となる。

なお、平成26年4月に「共同生活介護」が「共同生活援助」に一元化されることに伴う対応については、猶予期間は認められないものとされていることに留意すること。

2 運営規程について

運営規程の変更は、都道府県(政令中核市)に届出を行う項目となっているため、今回の変更については、**県に変更の届出を行う**こと。

(現記載例)

社会福祉法人 が設置する ケアセンター(以下「事業所」という)が行う<u>障害者</u> 自立支援法(以下「法」という)に基づき実施する指定生活介護事業・・・・

(変更例)

社会福祉法人 が設置する ケアセンター(以下「事業所」という)が行う<u>障害者</u> の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という)に基づき実施する指定生活介護事業・・・・

3 重要事項説明書・契約書等の取扱いについて

重要事項説明書及び利用契約書等に根拠法の記載がある場合は、様式を変更する必要が ある。

この場合、既存の利用者に対しては、<u>平成25年4月の時点で契約を締結し直す必要は</u>ないが、現在の契約の次回更新時に新様式で契約を更新すること。